

## 独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画

平成24年3月29日

館長決定

平成27年5月27日

一部改正

平成30年10月1日

一部改正

### 1. 趣旨

本計画は、「独立行政法人国立公文書館利用等規則」（平成23年4月1日規程第4号。以下「利用等規則」という。）第8条の規定及び「特定歴史公文書等の保存対策方針」（平成27年5月27日館長決定。以下「保存対策方針」という。）に基づき、独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）が保存する特定歴史公文書等について、その適切な保存及び利用を図るため、複製物を作成するに当たり必要な事項を定めるものとする。

### 2. 複製物の作成対象となる特定歴史公文書等

複製物の作成対象となる特定歴史公文書等は、その内容、保存状態、作成・取得からの時の経過、利用の状況等を勘案し、以下（1）から（4）のものから選択するものとする。

選択に当たっては、永久保存を図る観点から（1）の資料を優先するとともに、当面、利用促進の観点から（3）の資料についても優先するものとする。

（1）利用等規則第12条第1項第5号に該当し、館が「利用に供することにより原本の破損又は汚損を生じるおそれがある特定歴史公文書等について」（平成23年4月1日館長決定）において指定するもの。また、それに準ずるもの。

（2）我が国の近代化及び重要な政策や意思決定の経緯について記録された文書、戦後社会の発展について記録された文書のうち、積極的に一般の利用に供すべきもの。

（3）我が国の歴史、文化、社会等について記録された文書のうち、積極的に一般の利用に供すべきもの。

（4）その他、利用のための複製物の作成が、特に必要なもの。

### 3. 複製物作成に当たっての記録媒体

紙媒体の特定歴史公文書等については、「紙媒体の歴史公文書等の保存方法について」（平成23年3月）、「特定歴史公文書等の劣化状況等に係る調査研究業務報告書」（平成26年2月）及び保存対策方針を踏まえ、デジタル化により複製物を作成することを基本とする。

電磁的記録の特定歴史公文書等であって、電子公文書等の移管・保存・利用システムに

よらず保存するもののうち、技術の進展に伴い、その再生等に必要な機器の確保が困難となるものや今後困難となるおそれのある文書については、適切な保存及び利用に向けて、本計画の定めに関わらず、適宜必要な措置を講ずるものとする。

#### 4. その他

- (1) 毎年度の複製物の作成数については、210万コマ程度を目標とし、その具体的な作成内容については、当該年度当初に館ホームページ等により公表するものとする。
- (2) 本計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。